

【 検査 】

447 ヒアルロン酸（脂肪肝）の算定について

《令和7年2月28日》

○ 取扱い

脂肪肝に対するD007「46」ヒアルロン酸の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

厚生労働省通知<sup>\*</sup>に「本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる」と示されている。

一方、脂肪肝は、中性脂肪が単に肝臓に蓄積した状態であり、慢性肝炎の病態には該当せず、したがって上記通知の算定要件を満たさない。

以上のことから、脂肪肝に対するD007「46」ヒアルロン酸の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について